

○財務省告示第二百九十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年八月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百六十六回、第二百六十七回、第二百七十四回、第二百七十五回、第二百七十七回、第二百八十五回、第二百九十一回及び第二百九十七回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十六回、第五十七回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十四回、第六十五回、第六十六回、第六十七回、第六十八回、第六十九回、第七十回、第七十二回、第七十五回及び第七十六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百八十八） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百七十七） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百七十七） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百七十七） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百六十） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百六十） （庫債券）	名称及び記号
一・三%	一・七%	一・六%	一・四%	一・五%	一・三%	一・四%	利率（年）
平成二十三年三月十日	平成二十三年二月二十九日	平成二十三年二月二十八日	平成二十三年二月二十七日	平成二十三年二月二十七日	平成二十三年二月二十六日	平成二十三年二月二十六日	償還期限
六十億円	四百九十二億円	四十六億円	九十二億円	四十六億円	四十六億円	四十六億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利回り支 単利回りとする。
 十九 払場所 日本銀行
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十一年八月二十五日

（利付第二十国庫九回）	（利付第二十国庫八回）	（利付第二十国庫七回）	（利付第二十国庫六回）	（利付第二十国庫五回）	（利付第二十国庫四回）	（利付第二十国庫二回）	（利付第二十国庫一回）	（利付第二十国庫一回）	（利付第二十国庫九回）	（利付第二十国庫七回）	（利付第二十国庫六回）	（利付第二十国庫九回）
二・一%	二・二%	一・九%	一・八%	一・九%	一・九%	〇・八%	一・〇%	一・四%	一・七%	一・九%	二・〇%	一・四%
日年平三成三月二十六	日年平三成三月二十六	日年平三成三月二十六	十年平日十成二月二十五	十年平日十成二月二十五	日年平九成三月二十五	日年平六成三月二十五	日年平三成三月二十五	十年平日十成二月二十四	十年平日十成二月二十四	日年平六成三月二十四	日年平六成三月二十四	日十平二成三月二十年
円百二十一億	円百四十四億	四十四億円	億二百九十八	百二億円	二百億円	七十八億円	百十億円	円百三十五億	七十三億円	五十億円	円百二十五億	二十七億円

（利付第二十七年庫六回）	（利付第二十七年庫五回）	（利付第二十七年庫二回）	（利付第二十七年庫回）
一・九%	二・一%	二・一%	二・四%
日年平三成三月二十七	日年平三成三月二十七	日年平九成三月二十六	日年平六成三月二十六
億三百二十五	八十二億	四十一億	円二百十二億